

重要

平成 29 年 10 月吉日

会員各位

(一社) 姫路薬剤師会 会長 浦上 文男
研修部 深見 達也

JPALS 仕組み変更の案内について

平素は会務運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて標記の件、JPALS の仕組みの変更について兵庫県薬剤師会からすでに皆様のもとに案内済で、又、日本薬剤師会ホームページにも掲載されておりますが、特に下記の 2 点について再度会員の皆様への周知を徹底するよう兵庫県薬剤師会より依頼がありました。

下記の通り再確認の程宜しくお願い致します。

記

- ① 実践記録の提出期限の変更
- ② 生涯学習支援システム (JPALS) のクリニカルラダー (CL) レベル 5,6 を
認定薬剤師として標榜出来る様に準備・調整を進めていくことになりました

詳しくは日本薬剤師会のホームページに掲載されていますので、そちらの方でも再確認お願い致します。

以上

JPALSの認定制度への移行準備に伴う仕組み変更

生涯学習支援システム(JPALS)について薬剤師認定制度認証機構の認証を取得し、クリニカルラダー(CL)レベル5、6を認定薬剤師として標榜できるように、準備・調整を進めていくこととしました。

これに伴い、JPALSの仕組みに変更が生じました。

1

提出される実践記録について

- 提出される実践記録には、「この研修のまとめ」欄に、学習内容が記録されていることに加え、タイトルとその記録に整合性があることが必須となります。
- 提出された実践記録が記載不十分の場合、当該年度のWebテストの受験が認められないことがあります。

平成29年7月14日付、日薬業発第129号より

3

JPALSの認定制度への移行準備に伴う仕組み変更

(1) 実践記録の提出期限の変更

対象: CLレベル1～6 (全レベル)

2017年度

2017年4月1日～
2018年1月10日

2018年度以降

1月11日～
翌年1月10日

(注1) 期間内に決められた本数の提出がない場合、レベルの維持・昇格の対象となりません。

(注2) 提出済みの実践記録については、1月11日以降に追記・修正できません。(自分用)として保存するものは、追記・修正が可能です。

(注3) 過渡的認定でCLレベル5に昇格され、現在もCLレベル5または6を維持されている方は、今年度末で更新となります。その方々の提出期限も1月10日までです。ご注意ください。

2

JPALSの認定制度への移行準備に伴う仕組み変更

(2) Webテスト期間の変更

2016年度

2017年
1月16日～4月15日

2017年度

2018年
3月1日(木)～31日(土)

4